

## 第6回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会（議事概要）

日 時 平成30年11月27日（火）10：48～11：58

場 所 議事堂6階601特別委員会室

出席者 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会委員10名

資 料 第6回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会事項書

資料1 大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針（案）

資料2 県外調査等を踏まえての検討課題（案）

資料3 緊急事態発生時の議員心得（案）

資料4 検討会に招致する有識者

中嶋座長：只今から、第6回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会を開催いたします。

本日の協議に入らせていただきます。事項書をご覧いただきたいのですが、一つ目として、前回の検討結果及び11月15・16日に山形・宮城・岩手の各県議会を訪問し、東日本大震災当時の議会の対応や、その後作成したマニュアルやBCPについて調査を行ったことを踏まえて、引き続き緊急事態発生時における三重県議会指針（案）の検討を行ってまいりたいと考えております。

その後、二つ目ですけれども、先の検討会で提案してご了承いただいた「緊急事態の発生時の議員心得（案）」の検討をお願いし、三つ目でございますが、最後に、次回の検討会で招致する有識者についてご報告したいと考えております。

それではまず、前回検討いただいた三重県議会指針（素案）の後半部分について、いただいたご意見を反映させた資料1をご覧下さい。資料1の「修正後の指針（案）」と、県外調査を踏まえ検討が必要と思われる課題を資料2「県外調査等を踏まえての検討課題（案）」として整理をさせていただきました。県外調査を踏まえた委員の皆さまからのご意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと思います。まず事務局から項目ごとに説明してもらいます。資料1と資料2を併せてご覧いただきながら、ご検討をお願いいたします。

それでは、はじめに「議会の災害組織」から説明をお願いしたいと思いますので、事務局お願いします。

(事務局 資料1・資料2 説明)

中嶋座長：まずはこの「 議会の災害組織」のところについて、前回の議論の結果と県外調査を踏まえて、改めて検討したい課題についての説明でありましたけれども、このことについてご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますのですが如何でしょうか。

廣 委員：私個人の考えですが、やっぱり危機管理委員会というか、そういったのはあらかじめ作っておく方が私はいいのかなというふうに思いました。

中嶋座長：それは山形県のような常設のものということですか。

廣 委員：はい。常設です。

中嶋座長：他にご意見如何ですか。廣委員、もしよければその理由をもう少し加えていただけるとありがたいんですけども。それと想定するようなメンバーとか。

廣 委員：想定するメンバーというのは、また議会で諮ったらいいと思いますけども、やっぱり何か、防災といいますか、危機が起こることを前提に、もし起こった場合はどうしていくかということはやっぱりあらかじめ想定して、そういうことが起こること自体で、今後の対策というのも立てておく、そういう委員会がやっぱりあった方がより具体的な動きにも繋がっていくかと思ひまして、そういうのも設置しておく方がいいと思ひました。

中森委員：すでに我々のこの議論については一定進んでいる中で、表現は別として、現行の代表者会議を中心としたメンバーで構成するということまでお話していただいたと理解してまして、そこに加えてさらに地域関連とか議長が必要な方を入れるという項目を加えていただいて、対象となる災害が発生したら自動的にそれが、名称は別として、そういう組織体制がもう既にできていると。これについてはあらかじめ議員に当然マニュアルか何かで周知をするわけで、周知されておれば、対象災害が発生すれば、自動的にそれが招集されるということとなるわけで、廣委員がおっしゃるような、事前に準備するというのは既にそういう準備が、今決めていることが準備ではないかなというふうに思ったりするんです。表現はまた今これからと思ひますけれども。表現というか名称とかね。とりあえずそういう組織、形はできているんだろうと思ひますので、廣委員のおっしゃる形は我々今まで話したの

と一緒になのか、いやいや全然違う話なのかということだけちょっと教えていただければありがたいですけども。

廣 委員：私としましては災害が起こった時に集まるメンバーが決まっているけども、ただそこで新たに何か議論していくんじゃないかと、もともともう常設として決めておいて、その委員会の中で災害発生時、発生後のことだけを考えて手段を講じておくべき、物事も考えておくべきじゃないかなと私は思います。ですから、何回もずっと、災害が起こった時点で集まってやるのではなくて、常設でずっと考えていくことが大切なんじゃないかなと思います。

野村委員：私も中森委員と同じで、災害が起こった時の対応ですので、先ほど言われるように代表者会議のメンバーが中心でプラス議長が必要と認める者というのがあるんですけども、それでいいのではないかと。逆に廣委員の言われる会議となると、今のこういった検討会が、そのところをやっているのではないかと思うので、災害が起こった時というふうに考えれば、代表者会議のメンバーが中心になってというところでいいとは思いますが。

中嶋座長：山形県の場合は、常設の危機管理委員会というものが発災後一週間以内の対応を行うということになっているけれども、これまでの議論としては発災後の対応については代表者会議プラス議長が認めた者で、名称はわからないですけども、災害対策会議みたいな形に切り替えてという話で進めてきたんですが、山形県を見て、廣委員はそういうふうに思われたということなんですけども、今までどおりでいいんじゃないかという意見と二つあるんですが、これまで議論してきたことで、如何ですか、ほかの皆さん。

中村委員：災害が発生した時は、とんでもない、いろんなことを想定して動くわけです。多くの議員の皆さんにもいろいろ周知をしないといけないし、大混乱の中なので、そこは多分押さえるとかまとめるのは代表者会議だと思うんですけど、それはあくまでも一時的で、すぐにこの災害の状況を見てどうするかというのは、すぐにまた特別委員会を作り、そこがしっかりと復興に向けたいろんな議論をしていくということになるので、極めて大混乱の中の全体を掌握するということがあれば、代表者会議を廣委員が言われたようなそういう形に見なしていくという形が一番いいんじゃないかと。代表者会議が何ヶ月も続いていくわけじゃないので、そんなイメージを持っていますけど。議論したいのは、やはり代表者会議プラス議長が必要と認める者、これ

をどんな議員、どんな立場の方に入っていただく、その方かなという、そんなイメージです。

津村委員：私も個人的な意見ということで、災害が起こった時、あるいは災害が起こってすぐ初期対応をどうしていくかというのを決めているのは今のこの検討会だと思っていますので、常設までは必要ないのかなというのは私の感想なんですけど、ただ、常設の委員会を作って、防災訓練とかやられていましたよね。防災訓練というのは、あれはあれで、すごく必要かなと思いますので、そういうことに対して議長の下でそういうことをしっかりと取り組んでいく必要はあるのかなというふうには思っています。

中嶋座長：後半の資料2 - 4の方には避難訓練の企画・実施主体の話、指針の見直し、改訂をどこが行うかということも、後ほど議論させていただこうと思っていまして、今のご意見はそこも踏まえてということで。

津村委員：はい。

岡野委員：私も中森委員の言われるようなことでいいんじゃないかなと思います。いろいろと組織を別に作るとまたややこしくなってくるような気がしますので、それをそのように見なすというふうにしてもらったら、できることではないかなと思います。

田中委員：同じなんですけども、廣委員の言われることはよくわかるんですけども、やはり先ほど言われましたように、混乱という部分もありますし、やっぱり代表者会議の中できっちりやって、それからあと、常設委員会を設けるのであれば、やっぱり中村委員も言われましたけども、その後の対応をどうしていくのかということで、常設の委員会を設けたらどうかなというふうに思います。

中嶋座長：例えば特別委員会の設置だとかというイメージですよね。平時の常設ではなくて、災害対応の常設というか。

田中委員：はい。

中嶋座長：だいたいそんなご意見なので、廣委員どうですか。

廣委員：私としてはやっぱり前もって作っておく方が、より深い議論もできていいのかと思いましたが、皆さんがそういうのであれば、それはそれで。

中嶋座長：おっしゃっていただいている部分はやっぱり運用・見直しのところでどう工夫していくかというところで意見としてまたアイデアを欲しいなと思いますので、後ほどの議論でさせていただければと思います。それでは、まずは体制としては現行の代表者会議のメンバープラス議

長が必要と認める者という前回の結論でいかせていただくということ  
でよろしいでしょうか。

あと、自動招集の時期なんですけれども、現在の三重県議会のマニ  
ュアルでは5日後の午後1時に自動招集となっておりますが、今回  
の東北の各県議会は発災後3日後という規定であったんですが、これ  
についてご意見如何でしょうか。

廣 委員：私も前言わせてもらったように、5日後ではちょっとあまりに遅い  
んじゃないかなという気がしてまして、やはり3日、または2日で  
もいいかなというぐらいの日にした方がいいのかなというふうに思っ  
ております。

中森委員：三重県は南北に長くて、1日というのは1時間、すぐと言っても、  
日が変わる日もあれば、変わってからの日もありますので、1日目と  
いうのはなかなかカウントしにくいというのは当然あります。だから、  
2日後となると本当に1分前でも1日前になるので、大変なマニユ  
アルを作るとあれやもんで、3日後というのはだいたい他のそういうと  
ころを見ると、3日後というのはなかなかよくできた、速やかな招集  
の理論もそこに含まれているのかなと思ったので、5日後となるとち  
よっとさすがにあれなので、3日後であれば三重県北から南まで何と  
か対応してもらえないのかなというふうに考えますと、3日後  
に今回せっかく行って、先進地というところ拝見したらですね、学ぶ  
ところは学んだらどうかというふうに思いました。

中嶋座長：ちなみに山形県の資料をもう一回見直すと、翌々日となっていて、  
例えば、今日の夜中の11時に災害が発災したら、明日、明後日の午  
後1時という、それが3日後という言い方になっているんですけども、  
そのイメージですか、皆さん。事務局どうでしたか。

西塔調整監：確か山形は宮城に倣ってという話をしてみえまして、宮城県は金  
曜日にこの3・11の災害が発生しまして、ご説明の中では土、日挟  
みまして、月曜日1日、この日を連絡の日に充てまして、火曜日には  
会議をすることができましたという報告で、そういう意味で中1日お  
いて火曜日できた。そこからこの翌々日という表現になっているの  
かなと思うんですが、ただ、この場合は土日を含んでおりましたので、  
それをそのまま本当にできるのかなと、個人的にはちょっと気になっ  
た部分ではあります。

中嶋座長：確かにそうですね。ただ、皆さんの感覚でいくと5日後というのは  
ちょっと遅いんじゃないのという意見ですかね。基本的に3日後自動

招集ということでこの検討会としての案としていってはどうか。

津村委員：仮に木曜日とかになったら土曜日とか日曜日に招集になるということ、曜日関係なくということになりますか。

中嶋座長：その意識は合わせておきたいんですが、私としては土日関係なくという感じで思っているんですけども。

津村委員：そこをちゃんとしておきたいです。月曜日の夜中の0時5分になったら月曜日1日として、火曜日、翌日、水曜日ですよね。

野村委員：自分も表記の仕方を3日後とおくのか、宮城県みたいに翌々日というふうにするのかと思うんですけども、イメージとしては、土日関係なくて、翌々日ぐらいがいいのかなというふうには思うんですけども、なんせ5日後というと何か1週間ぐらい経っているような感覚になって、やっぱり3日ぐらいに行こうと思うと翌々日ぐらいかなと思うんです。その中でも時間も午後1時というのがありましたので、その辺りのところも参考にさせてもらえれば、逆に2日半で、出るんかなというふうに思うので、どうかなと思います。

中村委員：5日後に決めた経過の中に執行部サイドの事情というか、大混乱している中で、そこへというのか、あるいは議会の主体的な形ですぐは無理だろうということで5日にしたのか、その辺だけ確認したうえで、せっかくならずと見てきた中で、僕の質問させてもらった時に、2日ないしは3日で集められるという、実際体験したところがそうやっておっしゃってみえるので、そこら辺だけ、5日とした状況だけちょっと確認したうえで、できるものであればなるべく早くがいいなと、そんな感じがしますけども。

中嶋座長：事務局わかりますか、そこら辺。

西塔調整監：5日後にしました理由はちょっと調べてみないと実際わからないところがあります。確認ができそうであればそこはさせていただきたいと思います。ただ、あまり記録としては執行部がという部分はなかなか出てきにくいのかなという感じはあります。

中村委員：特に大きな支障がないのであれば、3日後ないし、ちょっとでも近いところでやるのがいいと思います。

中森委員：それで3日後にさせていただいて、原則論は3日後、もしくはというのか、日曜日、祝祭日翌日にしておいて、例外を何か、それはそういうことのない例外が起きて、議長が必要なのを認めた場合この限りではないぐらいにしておいて、5弱の状態で基準にはなっていますが、日曜日わざわざ招集するかどうかということになると、現

実問題、月曜日でもいいやないかというのがもしかしたらあるかもわかりませんので、その辺はちょっと程度に応じて翌々日を原則としながらも、その辺日曜日、本当に議会が集まるべきかどうかというのは、もう少し確認しておく必要があるのではないかと思うんですけども、ちょっと気になるところがあります。

中嶋座長：山形県のマニュアルを見ますと、被害状況を勘案して開催日時等を変更する必要があると判断する場合、または開催する必要がないと判断する場合についての規定もあるので、それを同じように準用してはどうだというご意見ですよ。

中森委員：そういうことを入れておいてはどうかなと思います。

中嶋座長：ありがとうございます。3日後というのはよく言う72時間のデッドラインの話を踏まえてだと思いますので、基本的には皆さん5日後というのではちょっとゆっくりすぎるということで、ちょっと詳細については正副に表現も含めて預けさせてもらってもいいですか。基本的に山形県、宮城県を参考にしながら規定をその辺り見直したいと思います。ありがとうございます。

あと、緊急通行車両証なんですけど、今、現行のマニュアルもよく見ますと、議会事務局のマニュアルの方に、緊急車両のことが書かれておまして、ただ、これ正副議長の公用車だけになっています。山形県は、うちでいうところの代表者会議メンバーの私用車についても事前登録してというか、すぐ発行してもらえようような手続きをしているところなんですけど、本県の場合はどうしたらいいかなというご意見をいただきたいんですが。現行のままでいいか、代表者会議メンバーまで広げておくか。

中森委員：正副議長車ももとよりですけれども、私用の車となれば、非常にその手続きや私用の車もあらかじめ登録する必要があるので、手続き上大変難しい部分があるのではないかなということが懸念される中で、公用車、正副議長車以外の公用車について緊急車両と認められるように対応しておけば、正副議長以外の対応の車を緊急車として利用できるような道を残しておけば対応できるのではないかなと思うんですけども。

中嶋座長：公用車を対象にするということですね、ご意見としては。

中森委員：そうですね。公用車を。

中嶋座長：ほかご意見如何ですか。正副の公用車だけではちょっと心もとないので、ほかの議会の所有している公用車については全て緊急車両通行

標章を事前に登録しておく。速やかに発行してもらえようとする  
というのでいいんじゃないかということですね。2台あるそうござ  
いますので、計2台から4台になるというご意見ですね。

中森委員：4台で対応したらどうですか。どういう動きかは別として4台あれ  
ば普通と思うけど。私用って大変難しいよ、そうは言うけど。私用も  
被災しちゃって、その車があかんだら違う車で行かないといけない。  
借りないといけない場合もあるで、そんなの大変なことになるかなと  
思って。

中村委員：今から固定してしまうというよりか、どういう状況ができるか想像  
がちょっとできないので、表現ちょっと曖昧かもわからんけども、そ  
の時必要な場合はあらかじめやけど。

廣 委員：もし車両の標章があるのであれば、我々も登庁しやなあかんときに、  
どうしても必要になってくるのであれば、前もって議員はもらってお  
くべきというか、取っておいてもいいんじゃないかという気がします。

中嶋座長：山形県で聞かせていただいた範囲でいきますと、事前の発行という  
のは制度上できないということなので、登録しておいて近くの警察署  
か、高速道路の入り口で発行してもらう手続きを事前に定めておく  
という話でした。そういう意味では、私用車のナンバーを登録してい  
らっしゃるんだと思うんですが、それも範囲としては全議員ではなくて、  
私どものいうところの代表者会議のメンバープラスアルファのところ  
だけということになってはいますが、ただそれでは現実的に対応が不可  
能な場合もあるかもしれないのでということで、中森委員の方からは  
公用車だけでいいんじゃないかというご意見をいただいたところなん  
ですけれども。

廣 委員：車両じゃなくて、例えば免許証ね。免許証で登録しておけば、今で  
きると思うんですね。議員が行ってそのまま、登庁しなきゃいけな  
い時、緊急に、そういう時には必要になってくるんじゃないかと思  
いますけどね。

中嶋座長：ここは実は私どもだけでは決められなくて、県警本部との協議が必  
要になってくる部分ですので、案としていただければと思うんですが。

津村委員：今、廣委員が言われたように、確かに代表者会議メンバーを含めて、  
緊急に招集、3日後には招集しなければいけないということもあ  
りますので、やっぱり一定、どの範囲かは別にしても議員も事前登録は必  
要なのかなというふうには思いました。ただやっぱりどの範囲かとい  
うか、どういう許可の取り方なのかちょっとわからないので。



中森委員：もうひとつ確認したいのは、緊急通行車両というのは緊急車両じゃないんですね。緊急車両というのは赤ランプを点灯するしかないわけだから、これは道路交通法上赤ランプを付けた回転灯を有したものが緊急車両で、すべからず特権があるわけです。緊急通行車両標章というのは赤ランプと違って、通行止めとか、一方通行とか、進入禁止のところとか、優先の災害用物資を入れる専用道路にした場合と同じような、この標識のある車は災害物資を運びます、会議に出ますというような、そういうようなのを私は思っているんですけど、それをちょっと確認しておかないとあかんかもしれません。

野村委員：私も以前にNTTに勤めていた時に、緊急車両標章というのをもらうんです。そうすると緊急時には一方通行を逆走するとか、そういうことが可能な車両というのが事前に登録してあると、1年間ぐらいで、毎年更改するんですけども、そういうイメージやと思うんですけども、常時できるものでもないと思うので、先ほど中森委員が言われるように、通行止めのところや、そこへ物資を運ぶ車と同じように行けるという範囲かなというふうには思いますけどね。

中嶋座長：使途としてはそのとおりだと思います。現在のところ、登録車両番号になっていますので、免許証ではちょっと制度上難しいと思われるんですが、その辺り、制度のことも含めて、今の正副議長車だけではなくて、もう少し広げた方がいいんじゃないかというご意見で、できれば代表者会議メンバーはできないかというご意見と承らせていいですかね。ここはやっぱり相手方がいる話なので、一度その可能性も含めて、これも正副のほうで引き取らせていただくことでお願いします。

野村委員：山形県かどこかで、事前登録時の場合は議員個々の車はやっぱり難しいというようなことを言われていましたので、その辺のところを確認してもらって、やる方がいいかなというふうに思います。

中嶋座長：ありがとうございます。すみません、ちょっとこの辺については制度的なものも含めてさせていただきたいと思います。検討課題の資料2-1の方は以上でよろしいですか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：では、続きまして、前回の結果等から、事務局の災害組織のことについて事務局をお願いします。

(事務局 資料1 - 事務局の災害組織 説明)

中嶋座長：非常にうちのマニュアルも充実したものですので、前回マニュアルの課題についてもピックアップしてということで宿題をいただいていたので、(2)(3)についてはその辺りなんですけれども、まず議事堂が使えない場合の代替場所の指定のことについていかがでしょうか。本会議場です。

中森委員：議事堂が使えない場合というのは、皆さん認識していただきたいのは、行政棟も耐震補強しながら免震性を高めた建物に改修してあるんです。この建物も年度は違いますが耐震性は一定あるわけです。一定という言い方は変だけれどもあるんです。ここは使えないのと同時に、行政棟の場所とかこのへんのことですね、代替とするのやったら意味のないわけで、ここへ来れないとか、別の意味の電源が遮断されて、電力が全然来ないという。建物は無事でも電気が入って来ないとかというようなこと、使えない状態ということと想定されますので、もし使えない場所を想定するならば少し離れた場所で、全然交通形態が違うところとか、場合によっては松阪市とか、伊賀市とかですよ。それぐらいの設定をするのかですよ。ちょっと離れた、津波の問題を考えると、ここは津波の心配はないというふうに思っているんですけれども、要するにそういうような使えない状態を設定した場合の想定を頭の中に入れてうえで、代替場所を決めるということにしていた方がより現実的というのか、その方がいいと思うんだけど、私の意見は。

中嶋座長：結論的には代替場所の指定はいらんんじゃないかという。

中森委員：いらんんじゃないかな。しても四日市庁舎とか、極端に言うと、四日市はどうかわからんけど、どこがいいのかわからんですけれども、何かいい場所があればね。極端に言ったら伊賀庁舎とかね。極端に言えば。そんな感じです。

廣 委員：私も中森委員の意見に賛成ということで。別の場所でないといけなし、できれば自家発電とかそういうのがあるところを指定した方がいいのかなという感じはします。

田中委員：わざわざ指定する必要はないと思うんですよ。その場に応じてここは使える使えないのが出てくると思うので。その後考えればいいと思いますので、わざわざ事前に指定する必要はないと思います。

野村委員：自分も田中委員と同じように、指定したところを何個も決めていけないといけなことになるので、やっぱり終わってから立っているところを使うというふうなことになるんかなと、現実的にですよ。わざ

わざ指定するのではなくて、例えば書き方としては無事なところの県有庁舎というふうにするのか、その辺りぐらいしかやれないのと違うかなと思うんですけども。どこが残っているかどうかもわからないので、というふうなことまで想定すると、そう思いますけども。

中嶋座長：ご意見としては、代替場所の指定は必要ないんじゃないかなということですね。確かに行かせていただいた3県議会議事堂というのは若干古い議事堂でしたので、この議事堂のように新しいものではなかったというのは確かに差があるのかなという感じはあります。ではここについては代替は特に指定する必要は、今もしていませんが、今のままでいいんじゃないかということで受け止めさせていただきます。それから、さっき説明のあったように一時待避場所が1階エントランスホールとなっておりますが、これについての確認ですけれども如何でしょうか。

野村委員：確認させてほしいんですけども、この一時待避場所というのは、地震や津波が起きたときに逃げる場所というふうな認識でいいんですかね。一時避難場所ということで。

中嶋座長：本会議とか委員会をやっている時に、傍聴者の方をまず第一に、次に執行部や議員というメンバーが一時的に集まる場所としてエントランスホールというのを指定しています。その後長引きそうであるならば、近くの避難所とか一時避難所を議会事務局の職員が帰宅困難になった傍聴者とか議員の方に教えて、そちらへ誘導するというのが今のマニュアルになっています。

野村委員：自分たちの避難場所の認識なんですけども、ほとんど高台とか、外というか、屋内というのはあんまり聞いたことがないので、エントランスホールというよりも外の庭ではないのかなというふうに思うんですが。これは私の認識の中なんですけども。あまり建物の中で一時避難というのはちょっと考えにくいのかなというふうに思いますけども。

中嶋座長：宮城県議会は議事堂の前の広場という話でしたね。

野村委員：よく、市やその辺りの町の一時避難場所といわれると、高台の小学校のグラウンドとか、だいたいそういうふうなところになっているのかなというふうに思うんですけども。そうなってくるとあんまり建物の中で、その後のところは建物なら体育館を使ったりするんですけども、一時避難ですので、僕は外かなというふうに思うんですが。

中嶋座長：だいたい皆さん、そうだなという感じのご意見だと思いますので、そうしますと議事堂前のエントランスホールじゃなくてエントランス

という、玄関のところということですね。ありがとうございます。あと3つ目なんですけど、非常食の購入費用、実はこういう親睦会費でやっていたているのは私も知らなかったんですが、このことについてご意見いただきたいんですけども。予算を伴う話かもしれませんが。一応マニュアルには当分の間、議会事務局親睦会の負担ということで、親睦会の会員の皆さんの了承を毎年いただいておりますということなんですけれども、どうですかね。ちなみに事務局、年間いくらくらいかってわかりますか。

西塔調整監：毎年というわけではなく、確か何年か分、賞味期限が何年かございますので、何年か毎に、切れる度に乾パンですね、缶入りの乾パンですとか、お水、こういったものを更新しております。ちょっと費用につきましては今手持ちで持っておりませんでして、申し訳ないんですけども。何年か毎にそこから、切れた物から更新していくということでございます。

中嶋座長：ちなみに県庁の職員さんの備蓄はどうしているかってわかりますか。  
西塔調整監：防災のほうで消耗品で買える範囲は買っているということでございます。

中嶋座長：県費で一応管理されているところですね。今経費削減のプロジェクトもやっているところですが、親睦会だけじゃなくてやっぱり県費でみてもらうべきじゃないかなと考えます。仮に県費は無理な場合でも、我々議員も一部負担するべきではないかという思いがあって、ちょっと問題提起させていただいたんですが、皆さん思いはだいたい一緒というところでいいですか。

中森委員：議員が出せたらいいんですけども、出せないこととなる場合があるので、それだけ。津市はわからんけど、寄付金にならないかなと思って、それだけちょっと確認しておかないと。お金を出しておくというのは寄付行為になる場合があるんですよ。預かりかなんかどうかは別やけど。それだけちょっと注意しないと、議員の場合はね。

津村委員：確認なんですけど、さっきの説明では、議会事務局職員40人分の2日間の非常食はあるということやったんですよ。議員の分はないということですよ。やっぱり議会としてもいろんな発言の場を捉えて県民の防災意識を高めなければいけないといろいろ言っている中で、自分たちの分を自分たちで用意していないというのはやっぱり問題かなというふうに思っていますし、それは寄付行為云々じゃなくて、あくまでも自分たちの分として、自分たちで購入しておいて、それで自

分たちが使わなかった分、もし県民の方々がここへ避難してきてそれがあるから提供するというのは多分そんなに問題ではないかな、緊急事態ですし、という気もしますので、最低限毛布やら非常食やらというのはやっぱり議会としても揃えるべきなのかなというふうには感じました。

中嶋座長：ありがとうございます。議会としてももう少し備蓄をするべきだというご意見、原資については基本的には県費で見るべきではないかという意見が多い中、仮に私費でということになった場合の寄付行為との関係についてちょっと整理させていただいて、正副議長で預からせていただくということによろしいですかね。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。それでは次の3、災害対策本部から議員への連絡、議員から災対本部への連絡について事務局説明をお願いします。

西塔調整監：すみません、連絡の前に。

中嶋座長：情報共有か。

西塔調整監：そうですね。

中嶋座長：情報共有のところでは前回の意見でちょっと地域機関の話がありましたので、それも併せて説明をお願いします。

(事務局 資料1 - 情報共有、 災害対策本部 議員、 議員 災害対策本部説明)

中嶋座長：まずは情報共有のところでは、地域機関や各市町の災対本部で情報収集を行う場合の規定のことなんですけど、これについては特によろしいですか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：それでは資料2の方の の連絡方法、今、現行はFAXをメインとしていますけど、これについてご意見を賜りたいんですけど。

中森委員：FAXがダメということではなしに、FAXにしる、災害の時にそのFAXが使えるかどうかというのは別の話ですね。非常時にはどういう事態が、ということも想定しながら、FAXに限らず、ラインであれ、いろんなほかのメールであれ、ほかの方法も、そのツールを使うべきかなというふうに思うんですけども、ただ独自のシステムとなってくると、これまた別の問題が発生するんじゃないかなと。現状あるシステムを活用できればいろんな方法を使いながら、最終は使用者も

オッケーというぐらい、私の代わりに行ってくれみたいな、俺は行かん、そういうことも含めて、そういう連絡方法はいろいろあるんじゃないかというふうに思いました。

中嶋座長：一応現行のマニュアルではFAXをメインとしつつ、連絡できない場合は災害伝言ダイヤルを使って下さい。ないしはメールというのも最後の手段になっているんですけども、他県ではメールが主というところもあったり、あと安否については独自のシステムを見せていただいたようなところがあったということなんですが、今の中森委員のご意見としては現行ベースでいいんじゃないかというところですね。

中村委員：質問もさせてもらった時は、電話はほとんど使えないということだったので、メールメインにして、あとメールでなかなか伝達できない場合はほかの方法ということで、FAXとかもできるところがあると思いますので、メインはメールにしておいた方がいいと思いますし、また、議員の方もメールは使っていない方もあるかも知れませんが、そちらの方へシフトしていただくようなことを努力してもらった方がいいんじゃないかなと思います。使えないものをメインにしておいても仕方がないですし。

中嶋座長：おっしゃられるとおりです。ほか如何ですか。

倉本委員：基本的には今のご意見に賛成なんですが、おっしゃるようにFAXが使えないということが十分に想定されるので、最も使いやすいであろうメールであるとかラインであるとかを活用する方がいいかなと思います。加えてもうひとつ私が言いたいのは、発信側の手間と受け手の手間、両方あると思うので、事前に準備ができるものであればシステム化まで、多分簡単な話、視察先でお聞きした範囲では、わりと既存のちょっと名前を入れるとか、その程度で多分使えるような状況になるんだと思うので、安否確認であるとか、そういったものはシステムを活用した方がより双方にとって情報を出す側と受ける側と両方にとって簡略化できるんじゃないのかなと思いますので、それは平時から準備しておけば済む話ですので、その辺は準備しておいた方がいいのかなと思います。

中嶋座長：ありがとうございます。現在県の執行部は、独自のシステムを今施行していると聞いたんですけども、事務局、その辺り説明できますか。

西塔調整監：今年度から新たなシステムを入れまして、前回までは自身が持っている携帯電話のメールアドレスに連絡があって、それに返信をするという形だったんですけども、今回は自分の携帯電話から執行部が

作っているシステムにアクセスをしにいて報告をすると。集計がそれの方が簡単になりますようです。そういうことで、一応職員は今試行的に使っています。ただ、前回一度訓練した際には、アクセスが集中しまして、ちょっとうまくいかない部分があったんですが、それを今やり始めていると。集計が一覧で、誰が今出て来れるのか出て来れないのかといった辺りも確認できるようなシステムを今構築しようとしております。以前はメールでしたので、ほかの人の状況はわからなかったんですが、そういった状況から改善しようとしております。

中嶋座長：ありがとうございます。それを議会の方にも運用できないかというようなことも含めて倉本委員のおっしゃるシステムというのでも検討してはどうかということで承らせていただくことでいいですか。そうしましたら、このところについては、中村委員のおっしゃっていたように、メールをメインにしつつ、その他のものも可能かどうかも含めて、あとシステムの運用についても、ちょっとここも宿題としていただいていた方がいいですか。調べさせていただきたいと思います。ありがとうございます。それでは最後のところ、説明をお願いします。

(事務局 資料1 - 運用・見直し 説明)

中嶋座長：これについてご意見いただきたいんですけども。まずは避難訓練の企画・実施主体ですが、次に出てくる指針の見直し、改訂とも絡んでくるとは思うんですが。

中森委員：この避難訓練というイメージと、防災訓練というイメージというのがそれぞれあるわけですね。防災訓練の中に避難が含まれているのかなと思うんですけども。今までやっているのは避難訓練は議会で独自でやってきたと。規模は別として。それは、やはり避難訓練は必要ですけども、防災訓練に及ぶかどうかというところは、これはちょっとやはり議会の力というか、議会の守備範囲を超えてしまうのではないかなというところがあるので、県が行う、行政が行う防災訓練に議会はどのように関与していくかとか、関心を持っていくかというところは、やはりこの際関心を持って対応、極端に言うと邪魔にならないように、何ていうか、認識を共有することが大事ではないかなというふうに思いましたけれども。避難訓練はさすがにしておくことは必要ではないかな。継続しないとだめではないかなと思います。そういうイメージを持っています。

中嶋座長：執行部がやる大規模な防災訓練に議会としてどう絡んでいくかということも企画する範囲の中に入れるとするならば、それはどこがするかということなんですけどね。議会単体で防災訓練をやるのが難しいというのはおっしゃられるとおりだと思います。流れ的に考えると災害対策、非常時の代表者会議メンバーないしは議会運営のことに関わることなので、議会運営委員会か、いずれかかなと思うところなんですけど、どうでしょうか。

岡野委員：議会の災害組織ということで代表者会議のメンバーというような形が一番初動であるわけですから、そこをまず機能させるという意味でもその訓練もそこが、というふうにしたらどうなのですか。

中嶋座長：というご意見を賜りましたが、皆さんそのような形で。そうしましたら当然そのマニュアルの訓練結果も踏まえたマニュアルの改訂についても代表者会議でということ、併せてということによろしいですか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございます。これまでの避難訓練とはまた違う形の、今、中森委員からのちょっとおっしゃっていただいたことも、やっぱりもう少し意識してやっていく必要があるかなと。実際体動かして、一時待避場所に逃げるとか、そういうことも含めてやるべきではないかということで承らせていただきます。資料2の最後なんですけれども、その他としてちょっと私の方から、先ほど議論していただきました、1、2、3、4以外に県外調査を踏まえて三重県としてやるべき内容があるかどうか、それから、出来上がりの体裁という言い方は変なんですけども、今、私どもの議会はマニュアルというものが議員用と事務局用と2種類あって、議会の方は基本的な対応として、初動期の議員の役割、安否の報告方法、情報共有の仕方、伝達の仕方ということが書かれてあります。さらに、本会議開会中か、休会、閉会中かに応じてそれぞれ発災直後、発災3時間以内、5日以内、5日目午後1時というふうな体裁になっているんですけれども、こういう形のマニュアルの改訂をするというやり方と、全面的にこれは横に置いて、他県の山形県のマニュアルのようなものを作り直す、ないしは宮城県とかのようにちょっと文字だけずらずらずらと書いてあるのがあるんですけども、コンパクト版を作る、そういう出来合いの体裁についてもちょっとご意見いただきたいと思って挙げてあるんですけど、まずは1～4以外に県外調査を踏まえて指針に入れるべき内容って何か思いつ



くものありますでしょうか。この後また各会派に一度持ち帰っていただくなりすることがありますので、改めてちょっと委員の皆さん行かれた時の資料も見えていただきながら、他にやるべきものはないのか、そのとき会派の方でご意見としてまとめていただくということで今日のところはいいですかね。それと出来上がりのイメージですけども。

中森委員：せっかくこういう検討会をしたり、積極的にこういう会議をもって検討会を設けた限りは、体裁も大事ではないかなと。やっぱりイメージを上げて、イメージというか、認識を新たにするという議員それぞれ、他の議員がですね、検討会以外の議員も認識を新たにすることが肝要ではないかと思imasuので、体裁も少し工夫をしてですね、お、変わったな、どこちゃうんやろなと、こういうようにした方がより効果、成果があるのではないかなと思imasuました。

中村委員：今回こういう委員会を開いていること自体、全議員にやっぱり浸透させていくということも大きな目的だというふうに思imasuので、中森委員のおっしゃることに大賛成でございます。

野村委員：中森委員、中村委員の言うことに大賛成なんですけども、こういったラミネートのがあって、あれで財布か手帳に入るサイズがあったんですけども、そういうのが一枚作ると、なかなかマニュアルを持っていること自体が難しいので、初動期だけでもそれを見てすぐわかるというのを作った方がというふうに思imasuんですけども。

中嶋座長：というご意見ですね。携帯版にもう少し工夫をすると。ほかご意見ありますか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：ここについては事務局も含めて、体裁の在り方についてはまた検討をちょっとさせていただきたいというふうに思imasu。これと関わってくるんですが、次の資料3「緊急事態発生時の議員心得(案)」をご覧いただいて、事務局簡単に説明お願いできますか。

#### (事務局 資料3 説明)

中嶋座長：一度ちょっとこんなも作らせていただいたんですが、こんなもマニュアルの中に盛り込めないかなと思imasu。ラミネートの裏になるのかどうかわからないですけども。ちょっとそんなことも含めて作らせていただいたので、これについてはまた会派としてご意見取りまとめていただく時に併せてご議論いただければなと思imasu。内

容としてはこれまで議論してきたことをコンパクトにわかりやすくまとめつつもりであります。何か特にご意見ありましたら。

全 員：意見なし。

中嶋座長：よろしいですか、とりあえずは。それでは以上のいただいた意見を反映した修正案を正副座長で作らせていただきまして、後日皆様に配付をさせていただきます。その修正案で次回の検討を最終的に行いたいというふうに思っております。ちょっと後ほどまた正副で相談させていただきますが、今日のご意見等も踏まえて、どんな体裁になるかというイメージも含めて、ちょっと正副で案を作らせていただいて、それを持って会派へ持って帰っていただくか、ないしはあまりにも変更点が多そうでしたら、もう1回ちょっと検討会でたたいたうえで会派へ持って帰っていただくか、そんなようなスケジュール感でいかせていただきたいなと思っておりますがよろしいですか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：それでは、最後に次回の検討会に招致する有識者について資料4をご覧ください。説明をお願いします。

(事務局 資料4 説明)

中嶋座長：これから正副でまとめます指針(案)を皆様にお伝えすると同時に、鍵屋先生にもお送りしてご意見を次回賜りたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

最後にその他として次回の検討会の日程ですけれども、有識者を招いての第7回検討会を12月20日、議員勉強会終了後ということでよろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：それではそのようにいたします。本日も協議いただく事項は以上となりますが、ほかに何か、特にあれば。

全 員：意見なし。

中嶋座長：よろしいですか。ないようですので本日の会議を終了といたします。ありがとうございました。